

## 学校集金の自動引き落とし制度について（再度確認）

本校におきましては、お子さまの給食費、補助教材費などの学校集金を銀行口座より自動的に引き落とす制度を採用しています。つきましては、下記のしくみをご理解いただき実施したいと思いますので、保護者の皆様のご理解を賜りたくご案内いたします。

### 記

- 1 自動振替の取り扱い金融機関は、豊橋・豊川・蒲郡信用金庫の3機関のみです。
  - ・三金融機関のいずれかに保護者の名前で普通預金口座を開設してください。
  - ・すでに保護者名義で、三金融機関のいずれかに口座のある方は、その口座を使用してください。2名以上の兄弟でも同一口座でけっこうです。
- 2 自動振替について
  - ・引き落とし日は、原則毎月 5 日【5日が休日の場合、翌営業日】
  - ・引き落とされる金額は毎月お知らせします。それに基づいて5日までに入金してください。  
(学年費・給食費等で年間6万円弱必要になります)
  - ・全学年、引き落とし日の数日前に、「お知らせメール」を「デンタツくん」にて送ります。
- 3 「学費口座振替依頼書」の記入方法と手続きの仕方
  - 同封の「学費口座振替依頼書」の記入例にならって、必要事項を記入してください。
  - すでにお持ちの口座から学校集金を引き落とす場合は、  
記入した「学費口座振替依頼書」の全部（2枚）を学校へ提出してください。
  - 新規に口座をつくる場合は、  
記入した「学費口座振替依頼書」をいづれかの金融機関の窓口へ持っていく、口座をつくってください。そして、「学費口座振替依頼書」の全部（2枚）を学校へ提出してください。
- 4 引き落とし日に引き落としができなかった場合
  - ・学校指定の口座（豊橋信用金庫南栄支店）への振込をしていただきます。

※※※※※ 学校へ出す前に確認してください ※※※※※

- ① 口座は豊橋・豊川・蒲郡信用金庫のいづれかになっていますか。
- ② 1枚目に登録した届出印を押しましたか。<二度押し×、かすれたら隣へ新たに押印。下にメモ用紙など敷き、ぐるりと回し押しきれいに押印。2枚目は押印の必要なし。>

※例年、「印影不鮮明」、「印鑑相違（他口座の印鑑を押印）」によって金融機関から書類を差し戻されるケースが何件かあります。押印の際には十分気をつけてください。

- ③ 名前の欄をまちがえた場合、訂正印では認められません。新しい用紙に書き直しになります。

\*本日「学費口座振替依頼書」を忘れたかたは、後日職員室まで提出してください。

また、本日提出していただいた書類に不備があった場合は、連絡をしますので、学校に取りに来ていただき、再度提出をお願いいたします。

# 学費口座振替依頼書の記入例

(用紙表紙の記入例と併せて参考にしてください)

お使いになる口座の金融機関名を記入。

豊橋・豊川・蒲郡信用金庫のいずれかであること！

学費口座振替依頼書	
お取引金融機関 ○○	信用金庫 銀 行 組 合 ○○ 支店 御中
年 月 日	
太線内を全てご記入ください。	
学校名 (幼稚園名)	豊橋市立栄小学校
生徒 姓 フリガナ	
おなまえ フリガナ	
おところ フリガナ	
指定預金 口 座 口座	金融機関コード 支店コード 科目 1 普通 2 当座
おなまえ (預金名義)	

「おなまえ」のまちがいは訂正印が効かないの  
で新しい用紙に書き直し。

1 「契約」に○

区	分
1	契 約
2	変 更
3	解 約

年 月 日

太線内を全てご記入ください。

- 学年に「1」
- 組 → 空欄
- 性別 → 男女いずれかに○
- 番号 → 空欄

私が学校、幼稚園（以下「学校等」という）に支払うべき学費等について、  
より私名義の上記指定口座から口座振替の方法により支払うこと  
依頼いたします。

1. 振替金額 PTA会費、給食費など学校等の
2. 振替日 学校等の指定する日（休日の場合
3. 取扱期間 生徒、児童、園児の在学期間中

- この口座のお届け印を！
- 押印ミスは、隣に押し直す
- 1枚目のみで結構です。  
(2枚目は必要なし)

## 記

1. 貴金庫（行、組合）に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の振出しません。
2. 振替日ににおいて請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む）をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
3. この契約を解約するときは、私から貴金庫（行、組合）に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間にわたり学校等から請求がない等相当の理由があるときは、とくに申出をしない限り、貴金庫（行、組合）はこの契約を終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
4. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴金庫（行、組合）の責めによる場合を除き、貴金庫（行、組合）には迷惑をかけません。

(不備返却事由)			
金融 機 関 使 用 欄	1. 預金取引なし	3. 印鑑相違	
	2. 記載事項等相違	4. その他	
(店名、預金種目 (口座番号、口座名義))		( )	
(備考)			

証印	印鑑照合	受付印
----	------	-----

学 校 → 生徒父兄 → 学 校 → 取扱金融機関 (保存)